

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 T O 4 2 0 0
【提出日】 平成16年2月16日
【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】

【標準文字】

らくらく商標登録

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第42類】

【指定商品（指定役務）】 商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインのための電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインに関するウェブサイトの設計・作成又は保守，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインのための電子計算機用プログラムの提供，商標のネーミング及びロゴデザインの考案，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインのための電子計算機のプログラムの操作方法等に関する紹介及び説明，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインのためのウェブサイトの操作方法等に関する紹介及び説明，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインに関する情報の提供，インターネットを用いて行うドメイン名検索用の検索エンジンの提供，電子計算機端末及びその他通信におけるドメイン名取得手続の事務処理の代行，インターネットドメイン名の登録及び管理に関する情報の提供，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインに関する助言，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインに関するウェブサイトにおけるサーバーの記憶領域の貸与，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインのための電子計算機のプログラムの貸与，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーミング及びロゴデザインのための電子計算機のプログラムを記憶させたサーバー及びその他の電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶さ

せた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。)の貸与

【第45類】

【指定商品（指定役務）】 商標権に関する手続の代理事務，商標の国際登録出願に関する手続の代理又は鑑定その他は商品等表示に基づく輸入差止申立に関する手続の代理又は鑑商標権又は商品等表示に関する仲裁事件・訴訟事件その他に關理士が手続の代理又は補佐人となることができる法律事務に限未登録商標・商品等表示及びキャラクターに関する商品化権に又は媒介，商標登録・商標調査・ドメイン名検索・商標のネーザインのための電子計算機のプログラムに係る著作権の利用に又は媒介，商標又はサービスマークに關し外国（日本は除く。出願から権利取得・実施契約までの関連手続の代行又は仲介

【商標登録出願人】

【住所又は居所】 東京都渋谷区代官山町16番地5号 アドレスガーデン代官山304

【氏名又は名称】 金原 正道

【手数料の表示】

【納付金額】 36000